計画の指標及び目標値

男女共同参画プランを推進するための評価指標として、25 項目の目標値を設定しました。

項　目			現状値（平成 29 年度）	目標値
基本目標Ⅰ	男女の地位の平等感（平等と感じる人の割合）	家庭生活の場	34. 1%	60%以上
		学校教育の場	72. 1%	75%以上
		就職機会・職場	23. 9%	30%以上
		地域活動の場	51. 8%	60%以上
		法律や制度	45. 3%	50%以上
		社会通念・慣習・しきたり	22. 1%	30%以上
		政治や経済活動	23. 6%	30%以上
	「男は仕事、女は家庭」という考え方（肯定する人の割合）		26. 4%	下げる
	仕事と家庭生活・地域活動を両立させている人の割合		31. 5%	上げる
	待機児童数	保育園	0 人	維持
		放課後児童クラブ	1 人	0 人
	子育て世代包括支援センターの設置数		0 か所	1 か所
基本目標Ⅱ	自治会長に占める女性の割合		6. 8%	10%以上
	消防団員に占める女性の割合		5. 3%	15%以上
	農業委員に占める女性の割合		14. 3%	15%以上
	家族経営協定締結数	農家	6 戸	8 戸
		漁家	6 戸	7 戸
	認定農業者に占める女性の割合		0. 0%	10%以上
	女性起業家・グループ数		5 グループ	8 グループ
	町の審議会等における女性の登用割合		14. 9%	30%以上
基本目標Ⅲ	配偶者等からの暴力を受けたことがある人の割合		6. 2%	減少させる
	ＤＶ被害を相談した人の割合		42. 1%	上げる
	ＤＶに関する相談窓口を知っている人の割合		87. 3%	上げる
	山口県男女共同参画相談センターの認知度		12. 7%	50%以上
	健康診断（特定健診）受診率		25. 5%※1	70%以上

※1　平成 28 年度の値

田布施町　総務企画課

〒742-1592　山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440-1

TEL：0820-52-5802　／　FAX：0820-53-0140

概要版

第3次 田布施町男女共同参画プラン

～ 認めあい、支えあい、ともに輝く　たぶせ ～

計画策定の趣旨

本町では、「田布施町男女共同参画プラン」（平成２０年３月策定、平成２５年３月第２次改定）に基づき、様々な分野において男女共同参画社会の実現に向けた計画の推進を行ってきました。

近年の我が国の社会情勢においては、少子高齢化の急速な進行、家族形態・家庭環境の変化、雇用形態の変化等によって、社会的・経済的格差が生じており、男女共同参画の視点から取り組むべき課題が多くあります。

町では、「第２次田布施町男女共同参画プラン」の計画期間が平成２９年度で満了となるため、これらの課題と町の現状や意識調査の結果を踏まえつつ、国や県の動向に合わせた計画内容の見直しを行い、「第３次田布施町男女共同参画プラン」を策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法（平成１１年法律第７８号）」に基づく国・県の基本計画との整合性を図り、「第５次田布施町総合計画」を上位計画として策定するものです。

なお、本計画の「基本目標Ⅱ　男女が共に活躍できる社会づくり」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）」第６条に基づく市町村推進計画として、また、「基本目標Ⅲ　だれもが健康で安心して暮らせる環境づくり」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）」第２条の３に基づく市町村基本計画として位置づけます。

計画の基本理念

この計画は、男女共同参画社会基本法における「男女共同参画社会の形成」の考え方に基づき、男女がともに社会の対等な構成員として、認め合い、尊重し合いながら、様々な分野において個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

計画の期間

この計画の期間は、平成３０年度（2018 年度）から平成３４年度（2022 年度）までの５年間とします。目標値の達成状況により、必要に応じて、計画の見直し・期間の延長を行います。

※元号については、平成３１年４月をもって新たに代わることが決定していますが、現時点では新元号が不明なため、便宜上「平成」の元号を用いて表記しています。

３つの基本目標

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会に向けた意識づくり

●男女共同参画社会の実現にあたっては、町民一人ひとりが、基本的人権の尊重に対する意識を高め、様々な人権問題の解決に向けた理解を深めることが必要です。固定的役割分担意識や性差等による人権問題の解消をはじめ、あらゆる分野における男女共同参画の意識を高めるために、幼少期からライフステージに応じた教育・学習を推進するとともに、情報の氾濫によって誤った認識が起こらないよう、情報モラルに関する教育を行います。

●男女共同参画に関する実態調査を定期的に実施し、施策へ反映していきます。

重点項目1　男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し・意識の改革

（１）男女共同参画への意識改革・啓発活動
①人権尊重を基本とした男女共同参画意識の形成
②国際的協調による男女共同参画社会の形成

（２）男女共同参画に関する調査及び情報の収集と提供
①男女共同参画に関する実態把握、施策への反映

重点項目2　男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

（１）学校等における教育・学習機会の充実
①幼児期からの教育・学習機会の充実
②児童生徒の発達段階に応じた教育・学習機会の充実
③教育関係者等に対する教育の充実

（２）家庭・地域等における教育・学習機会の充実
①家庭教育の学習機会・支援体制の充実
②地域における教育・学習機会の充実

（３）行政における教育・学習機会の充実
①行政職員に対する教育の充実

基本目標Ⅲ　だれもが健康で安心して暮らせる環境づくり

●男女間における暴力は、犯罪となり得る行為を含む重大な人権侵害であり、克服すべき深刻な社会問題です。近年は、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等に加え、インターネット上のコミュニケーションツール等を介した交際相手からの暴力被害が増加しています。このように多様化した暴力被害の未然防止や被害の拡大・潜在化を防ぐため、暴力への迅速かつ的確な対応を行い、暴力を容認しない社会の実現に向けた教育・啓発活動を推進するとともに、被害者が相談しやすい環境や体制を整え、被害からの回復につなげる支援を行います。

●生涯を通じてだれもが健康な生活を送るためには、男女の身体的性差を理解した健康づくりの取組が必要です。そのため、性別や年齢によって異なる特性や健康上の問題に留意し、定期的な健康診断や各種検診の受診を推進するとともに、ライフステージに応じた健康支援を行います。

●生活面においては、ひとり親世帯、高齢者、障がい者等、貧困や生活上の困難に陥りやすい人が、家庭や地域で安心して生活を送れるよう、社会参加や自立に向けた包括的な支援、環境整備を行います。

重点項目5　男女間における暴力の根絶

（１）暴力の根絶に向けた啓発活動
①暴力の根絶に向けた教育・啓発活動の充実

（２）暴力への対策と支援の充実
①相談窓口・相談体制の充実
②被害者の安全確保と自立支援
③子どもの健全育成の推進

重点項目6　生涯を通じた男女共同参画の推進

（１）生涯を通じた健康支援
①健康づくりの推進に向けた支援の充実

（２）ひとり親家庭への支援
①相談体制、自立に向けた支援の充実

（３）高齢者への支援
①高齢者に対するサービスの充実

（４）障がい者への支援
①障がい保健福祉サービス・生活支援の充実

基本目標Ⅱ　男女が共に活躍できる社会づくり

●男女が互いにやりがいや充実感を持ち、仕事と家庭・地域での生活を自分の希望するバランスで両立できるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた取組が必要です。

●家庭や地域においては、夫婦や家族、地域が協力して、家事、子育て、介護、地域活動に関われるよう、保育サービスや児童保育の充実及び各制度の周知・定着を図るとともに、認知症や介護が必要になった人とその家族に対する支援を行います。

●働く場においては、男女が性別にかかわりなく、社会の対等なパートナーとして多様な生き方や働き方を選択でき、個人の能力を十分に発揮できるよう、労働における男女間格差の解消、労働条件や処遇の改善、就業の継続・再就職や起業に向けた支援等について、国や県、関係団体等と連携して取り組むとともに、様々な分野における女性の参画や登用の拡大を推進します。また、労働者の心身の健康に留意し、長時間労働やハラスメント等の防止に対する支援を行います。

重点項目3　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

（１）仕事と生活の調和に向けた男女共同参画の推進
①「ワーク・ライフ・バランス」の普及・啓発
②家庭・地域における男女共同参画の推進
③仕事と生活の調和に向けた就労環境の整備

（２）仕事と生活の調和に向けた子育て・介護支援
①家庭・地域における子育て・介護支援
②子育て環境の充実
③介護等に対する支援の充実

重点項目4　働く場における男女共同参画の推進

（１）雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
①男女雇用機会均等法に基づく普及・啓発

（２）多用な働き方を選択できる環境の整備
①女性の就業・起業、リーダー育成における支援
②労働条件の向上促進
③再就職、就職機会の支援

（３）地域・防災活動における女性参画の推進
①地域活動における女性の活躍推進
②防災活動における女性の活躍推進

（４）農林水産業・商工業等における女性参画の推進
①農山漁村等における女性の活躍推進
②家族経営協定の普及・啓発
③認定農業者、指導農業士等の育成

（５）政策・方針決定過程における女性参画や登用の推進
①事業所・団体等における女性登用の拡大
②行政における女性委員・職員の登用